

鴨川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

鴨川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年鴨川市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 9 号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第 10 号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 11 号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条中第 24 号を第 29 号とし、第 18 号から第 23 号までを 5 号ずつ繰り下げ、同条第 17 号中「特定利用地域型保育を含む。次条第 1 項」を「特定利用地域型保育を含む。同条第 1 項」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同号を同条第 22 号とし、同条中第 16 号を第 21 号とし、第 15 号を第 20 号とし、同条第 14 号中「第 14 条第 1 項」を「第 7 条第 10 項第 5 号」に改め、同号を同条第 19 号とし、同条第 13 号中「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改め、同号を同条第 18 号とし、同条中第 12 号を第 17 号とし、第 11 号の次に次の 5 号を加える。

- (12) 満 3 歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号。以下「令」という。）第 4 条第 1 項に規定する満 3 歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。
- (13) 特定満 3 歳以上保育認定子ども 令第 4 条第 1 項第 2 号に規定する特定満 3 歳以上保育認定子どもをいう。
- (14) 満 3 歳未満保育認定子ども 令第 4 条第 2 項に規定する満 3 歳未満保育認定子どもをいう。
- (15) 市町村民税所得割合算額 令第 4 条第 2 項第 2 号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
- (16) 負担額算定基準子ども 令第 13 条第 2 項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第 3 条第 1 項中「かつ適切な」を「かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された」に改める。

第 5 条第 1 項中「当たって」を「際して」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第 13 条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第 6 条第 1 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 2 項中「幼稚園に限る」の次に「。以下この項において同じ」を加え、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第 3 項中「次条第 2 項」を「以下この項」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定に」を「教育・保育給付認定に」に改め、同条第 4 項中「選考を行う」を削り、「特定教育・保育施設は、」の次に「これらの項に規定する」を加え、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 5 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「特定地域型保育事業所（第 37 条第 2 項に規定する特定地域型保育事業所をいう。）」を「特定地域型保育事業」に改める。

第 7 条第 1 項中「対し、」の次に「できる限り」を加え、同条第 2 項中「特定教育・保育施設は」を「特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項におい

て同じ。)は」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、「対し、」の次に「できる限り」を加える。

第8条中「支給認定保護者」を「必要に応じて、教育・保育給付認定保護者」に改め、「支給認定証」の次に「(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)」を加え、「支給認定の有無、支給認定子ども」を「教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第9条の見出し中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項中「支給認定の」を「教育・保育給付認定の」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第10条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第11条中「当たって」を「際して」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第13条第1項中「(特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条、次条及び第19条において同じ。)」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」に、「法第27条第3項第2号に掲げる額(当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。)」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)」を削り、同条第3項中「規定による支払を受ける」を「支払を受ける額の」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「規定による支払を受ける」を「支払を受ける額の」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同

じ。) 57,700 円 (令第 4 条第 2 項第 6 号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101 円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満 3 歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第 3 学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第 1 学年から第 3 学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。)が同一の世帯に 3 人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第 3 学年修了前子ども(そのうち最年長者及び 2 番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び 2 番目の年長者である者を除く。)である者

ウ 満 3 歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第 13 条第 4 項第 5 号及び第 5 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 6 項中「規定により」を「規定による金銭の」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 14 条の見出し中「施設型給付費等」を「施設型給付費」に改め、同条第 1 項中「特定教育・保育施設は、」の次に「法定代理受領により」を加え、「に規定する施設型給付費をいい、法第 28 条第 1 項に規定する特例施設型給付費を含む」を「の施設型給付費をいう」に、「及び第 19 条」を「、第 19 条及び第 36 条第 3 項」に、「法定代理受領」を「支給」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 2 項中「規定による支払を受けた場合は、」を「法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その」に、「特定教育・保育を提供したことを証する書類」を「特定教育・保育提供証明書」に、「当該支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 15 条第 1 項第 2 号中「同条第 9 項」を「同条第 11 項」に改める。

第 16 条第 2 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 17 条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 18 条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 19 条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 20 条第 5 号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第 13 条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第 21 条第 1 項及び第 2 項ただし書、第 24 条(見出しを含む。)、第 25 条並びに第 26 条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第 27 条第 1 項及び第 2 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改

め、同条第3項中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第28条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第29条第1項中「(法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。)」及び「(同条第5項に規定する地域型保育をいう。次項及び第39条第4項において同じ。)」を削る。

第30条第1項中「支給認定子ども又は支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者」に、「当該支給認定子ども」を「当該教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第32条第2項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第34条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項」を「の規定による特定教育・保育の提供」に改め、同項第3号から第5号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第35条第1項中「は、特別利用保育を提供する場合は」を「が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には」に改め、同条第2項中「特別利用保育を提供する場合の」を「、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「総数は」を「総数が」に、「当該特定教育・保育施設が定める」を「定められた」に改め、同条第3項中「特別利用保育を提供する場合は、特定教育・保育に」を「、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には」に、「含む」を「、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含む」に、「本章」を「前節」に改め、「限る」の次に「。以下この項において同じ」を加え、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「とする」を「と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする」に改める。

第36条第1項中「は、特別利用教育を提供する場合は」を「が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には」に改め、同条第2項中「特別利用教育を提供する場合の」を「、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「総数は」を「総数が」に、「当該特定教育・保育施設が定める」を「定められた」に改め、同条第3項中「特別利用教育を提供する場合は、特定教育・保育に」を「、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には」に、「含む」を「、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含む」に、「本章」を「前節」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、「同項第1号」

の次に「又は第2号」を加え、「第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用については主食の提供に係る費用に限る。」とあるのは「除く。」とする」を「「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする」に改める。

第37条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあつてはその」を「(事業所内保育事業を除く。)の」に、「を1人以上5人以下とし」を「の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下」に、「その利用定員を6人以上19人以下とし」を「6人以上19人以下」に、「その利用定員を6人以上10人以下とし」を「6人以上10人以下」に、「その利用定員を1人」を「1人」に改める。

第38条第1項中「第42条」を「第42条第1項」に、「利用者負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「及び当該特定地域型保育事業所」を「及び特定地域型保育事業所」に、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」に、「、支給認定」を「、教育・保育給付認定」に、「支給認定子どもが」を「満3歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第3項中「選考を行う」を削り、「特定地域型保育事業者は、」の次に「同項に規定する」を加え、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「第42条」を「第42条第1項」に、「特定地域型保育事業所」を「特定地域型保育事業」に改める。

第40条第1項中「当該」を削り、「対し、」の次に「できる限り」を加え、同条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、「対し、」の次に「できる限り」を加える。

第41条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条第1項中「(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)」を削り、同項ただし書中「地域」の次に「であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるもの」を加え、「であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものについて」を「について」に改め、同項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第3号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「の各号」を削り、同条第6項中「居宅訪問型保育事業者は」を「居宅訪問型保育事業を行う者は」に、「専門的支援」を「専門的な支援」に改め、同項ただし書中「地域」の次に「であつて、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるもの」を加え、「であつて、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものについて」を「について」に改め、同条第9項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第43条第1項中「(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条において同じ。)」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「(当

該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第 30 条第 2 項第 2 号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第 3 号に規定する市町村が定める額とする。）」を削り、同条第 2 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第 30 条第 2 項第 2 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第 3 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)」を削り、同条第 3 項中「規定による支払を受ける」を「支払を受ける額の」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 4 項中「規定による支払を受ける」を「支払を受ける額の」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 5 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 6 項中「規定により」を「規定による金銭の」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 46 条第 5 号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第 43 条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第 47 条第 1 項及び第 2 項ただし書中「支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に改める。

第 49 条第 2 項中「支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に改め、同項第 2 号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育の提供」に改め、同項第 3 号から第 5 号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第 50 条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に、「第 14 条第 1 項中「特定教育・保育に係る」を「第 11 条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満 3 歳未満保育認定子どもに限り、特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)について」と、第 14 条第 1 項中「」に、「に規定する施設型給付費をいい、法第 28 条第 1 項に規定する特例施設型給付費を含む」を「の施設型給付費をいう」に、「及び第 19 条において同じ。))」を「、第 19 条及び第 36 条第 3 項」に改め、「特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第 50 条において準用する次項及び第 19 条において同じ。)に係る」を削り、「に規定する地域型保育給付費をいい、法第 30 条第 1 項に規定する特例地域型保育給付費を含む」を「の地域型保育給付費をいう」に、「準用する第 19 条において同じ。))」を「準用する第 19 条」に、「及び第 19 条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条」を「中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第 19 条」に改める。

第 51 条第 1 項中「は、特別利用地域型保育を提供する場合は」を「が法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には」に改め、同条第 2 項中「特別利用地域型保育を提供する場合の」を「、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、」に、「支給認

定子ども及び」を「教育・保育給付認定子ども及び」に、「同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に、「総数は」を「総数が」に、「当該特定地域型保育事業者が定める」を「定められた」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同号又は同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同項第3号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項中「は、特定利用地域型保育を提供する場合は」を「が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には」に改め、同条第2項中「特定利用地域型保育を提供する場合の」を「、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「総数は」を「総数が」に、「当該特定地域型保育事業者が定める」を「定められた」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

もに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

附則第2条第1項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（当該特定教育・保育施設が」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「額とし」とあるのは「額をいい」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。）」に、「（法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）」を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」に、「とし、第6条」を「と、「当該施設型給付費の支給」とあるのは「当該委託費の支払」とし、第6条」に改める。

附則第3条を次のように改める。

第3条 削除

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。